

## 第22期 第7回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

- 1 日 時 令和8年1月22日（木） 14：00～
- 2 場 所 福岡市博多区東公園7－7  
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室
- 3 議 題
  - (1) えつ流刺し網による採捕許可について（協議）
  - (2) 室見川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について（協議）
  - (3) コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について（協議）
  - (4) 資源管理の状況等の報告について（共同漁業）（報告）
  - (5) その他

## えつ流刺し網による採捕許可方針

採捕の秩序の維持と水産資源の保護培養を図るため、福岡県漁業調整規則（以下、「規則」という。）第33条第1項第3号に掲げる流刺し網による採捕の許可のうち、えつ流刺し網による採捕の許可については、規則に定めるもののほか、次により処理するものとする。

### 1 許可対象者

規則第33条第4項の規定によるもののほか、次の者に許可する。

下筑後川漁業協同組合、大川市漁業協同組合、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合のいずれかに所属する組合員。

### 2 許可数の範囲

許可数は232以内とし、漁業協同組合別の許可数は次表の範囲内とする。

漁業協同組合名	許可数の範囲	標旗番号
下筑後川	92	No. 1～No. 92
大川市	101	No. 93～No. 193
川口	33	No. 194～No. 226
柳川	6	No. 227～No. 232

### 3 採捕する期間

5月1日から7月20日までとする。

### 4 許可の有効期間

規則第33条第5項の規定により、許可の有効期間は、毎年5月1日から7月20日までとする。

### 5 採捕区域

(1) 下筑後川漁協の組合員の採捕区域は、以下のとおりとする。

採捕区域	許可数
A区域 福岡県久留米市安武町武島、筑後大堰堰軸の線から下流方向へ300mの同堰軸と平行な線から河口までの筑後川	51
B区域	39

福岡県久留米市安武町武島、筑後大堰堰軸の線から下流方向へ300mの同堰軸の線と平行な線から佐賀県三養基郡みやき町坂口、坂口堰までの筑後川	
C区域 次のア点とイ点を結んだ線から河口までの筑後川 ア点 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角 イ点 広川（筑後川旧本流）左岸の線と福岡県久留米市城島町同市三潞町の境界線との交点	2

- (2) 大川市漁業協同組合、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合の組合員の採捕区域は、C区域とする。

## 6 条件

規則第33条第13項において準用する規則第13条の規定により、次の条件を付けるものとする。

- (1) 許可証に記載された採捕区域以外で採捕してはならない。
- (2) 許可証に記載された採捕に従事する者以外が採捕してはならない。
- (3) 許可証に記載された船舶以外を使用して採捕してはならない。
- (4) 許可受給者は許可証に記載した船舶に自ら乗り組むこととする。
- (5) 使用する網は、網丈2.5m以下、網の長さ200m以下、網目は、網目15cmにつき8.5節以下（網目4cm以上、節間2cm以上）でなければならない。
- (6) 使用する漁具は1統でなければならない。
- (7) 採捕中は、使用船舶を漁具の周囲50mの範囲内にとめておかななければならない。
- (8) 採捕中は、別記様式第1号に掲げる標旗を使用船舶の舷上から1m以上の高さに掲げなければならない。
- (9) 日没から日出までの間の採捕は、網に灯火をつけなければならない。
- (10) 網を錨止めして採捕してはならない。
- (11) 網に石等の付属のおもり（通称石うち）をつけて採捕してはならない。ただし、鐘ヶ江大橋から下流の区域を除く。
- (12) 採捕期間終了後速やかに、月別の採捕実績報告書を提出しなければならない。

## 7 申請に必要な書類

規則第33条第3項の「申請書」は、別記参考様式第2号のとおりとする。また、規則第33条第13項において準用する規則第8条第2項の「必要と認める書類」は次のとおりとする。

- (1) 暴力団員等の照会に必要な事項を記載した書類

8 内水面漁場管理委員会との協議

この方針の改廃にあたっては、軽微な変更を除き、福岡県内水面漁場管理委員会及び福岡佐賀両県合同内水面漁場管理委員会に諮問又は協議するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和3年3月16日から施行する。
- 2 令和2年度えつ流し刺網による採捕許可方針（令和2年3月25日施行）は廃止する。
- 3 この方針は、令和5年4月3日から施行する。

別記様式第1号

No. ○○ ○年度	
え	つ
	福岡県

40cm

50cm

- 1 標識の大きさは、縦40cm×横50cmとする。
- 2 地色は黄色と白色を年ごとに交互に変更するものとする。
- 3 文字は1行目に許可番号、2行目に許可年度とする。
- 4 文字色は黒色とする。

(参考)

許可年度	地色
R3	黄色
R4	白色
R5	黄色
R6	白色
R7	黄色
R8	白色
R9	黄色
R10	白色

別記参考様式第2号

えつ流刺し網による採捕許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

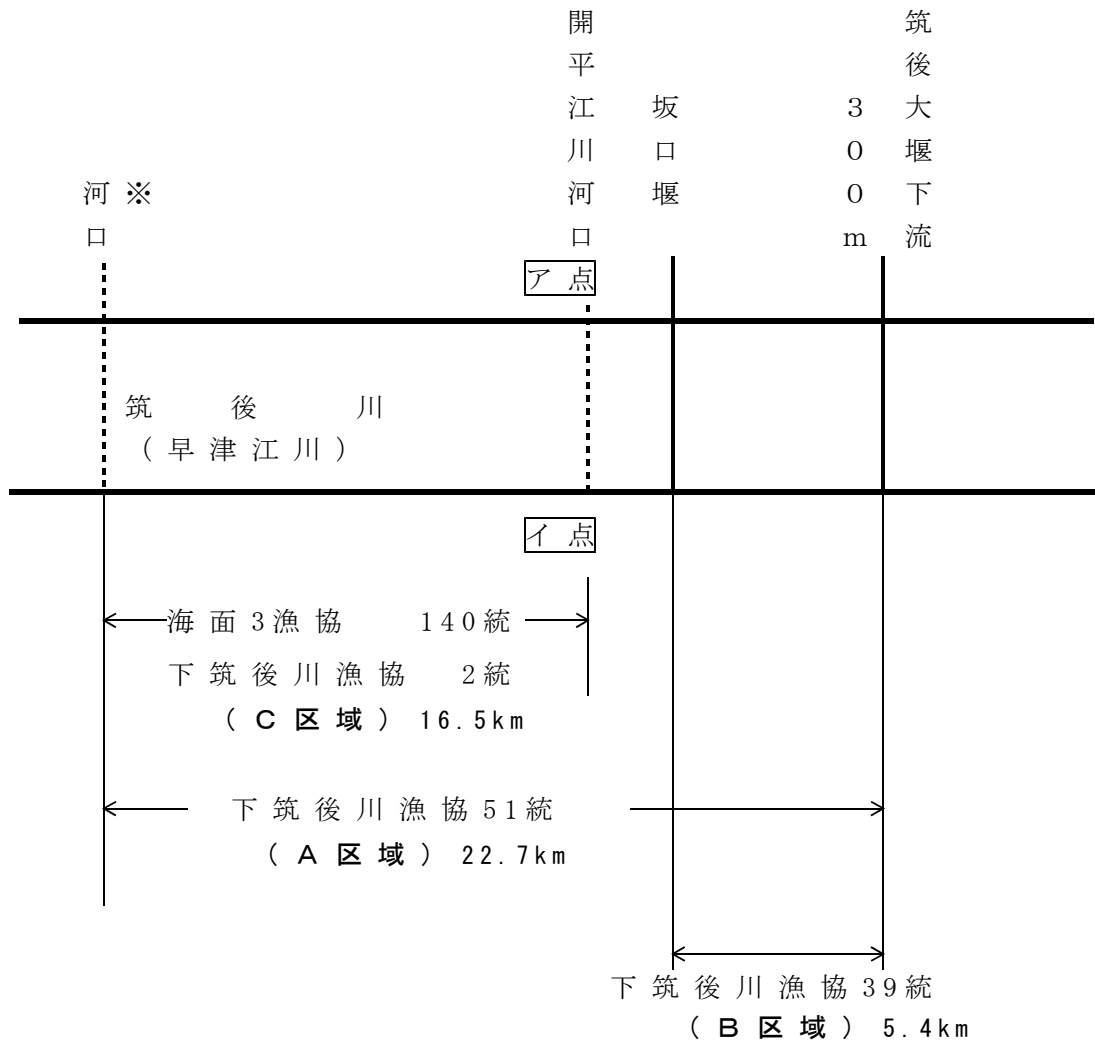
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

下記により水産動物の採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕する水産動植物の種類
- 4 採捕期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 漁具の数及び規模
- 6 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- 7 採捕に従事する者の住所及び氏名

( 参 考 )



※河口 (内共第3号基点)

- ・筑後川本流 基点15号と基点16号を結ぶ直線  
 基点15号：福岡県柳川市大字七ツ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石  
 基点16号：佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石
- ・早津江川 基点17号と基点18号を結ぶ直線  
 基点17号：佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字昭和搦西南角に設置した標柱  
 基点18号：佐賀県佐賀市川副町大字犬井道字平和搦北東角に設置した標柱

**新**

**福岡県内水面漁場管理委員会指示第 号（案）**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和8年 月 日（公報登載日）

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

**1 禁止区域**

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域  
イ線 福岡市西区愛宕、室見橋の上流端の線  
ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

**2 禁止期間**

令和8年3月1日から令和8年5月31日まで

**旧**

**福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和7年1月31日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

**1 禁止区域**

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域  
イ線 福岡市西区愛宕、室見橋の上流端の線  
ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

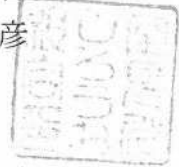
**2 禁止期間**

令和7年3月1日から令和7年5月31日まで

令和8年1月7日

福岡県内水面漁場管理委員会  
会長 佐々木 和之 殿

福岡市早良区室見4丁目18-1  
室見川しろうお組合  
組合長 小石原 義彦



委員会指示による採捕禁止区域の設定について（要望）

室見川におけるしろうおやなの操業において、資源保護上の問題がありますので、下記のとおり、委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

#### 記

##### 1. 要望理由

当組合では、シロウオ資源増殖のため、大学やボランティアの協力の下、毎年、シロウオ産卵時期前に産卵床の造成を行っています。しかし、当該区域は、シロウオ産卵時期である3月から5月においてシジミ等の採捕が可能であり、整備した産卵床が掘り返されるとシロウオ卵が斃死し、シロウオ資源が減少する恐れがあるため、委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

##### 2. 対象魚種

シロウオ以外の水産動植物（さお釣り、手釣りによる採捕を除く）

##### 3. 採捕禁止期間

令和8年3月1日～令和8年5月31日

##### 4. 採捕禁止区域

福岡市西区愛宕室見橋上流端から福岡市西区福重新道井堰下流端までの区域

##### 5. 周知方法

別図に示す場所に採捕禁止の看板を設置し、周知する。





**更新案****福岡県内水面漁場管理委員会指示第 号 (案)**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和8年 月 日（公報登載日）

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

**1 指示の内容**

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

**2 指示の期間**

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

**現行****福岡県内水面漁場管理委員会指示第5号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和3年2月5日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園 正彦

**1 指示の内容**

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

**2 指示の期間**

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について（共同漁業）

**【資源管理の状況等の報告】**

- ・ 漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について県知事に報告する義務（漁業法第90条第1項）
- ・ 県知事は報告を受けた事項について、内水面漁場管理委員会に対し、必要な報告をする（漁業法第90条第2項）
- ・ 県は資源管理の状況等の報告や聞き取り調査等により、適切かつ有効に漁場を活用しているか確認。
- ・ 内水面共同漁業は、漁獲実績のほか増殖事業や遊漁者の利用などを考慮し、総合的に活用状況を判断。

報告の内容 （漁業法施行規則第28条）
1 漁業権の種類及び免許番号 2 報告の対象となる期間 3 資源管理に関する取組の実施状況 4 漁場の活用状況 5 組合員行使権者数及び行使権の行使状況 ※該当するもののみ抜粋

**【共同漁業の種類】（漁業法第60条）**

第一種共同漁業	藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業
第五種共同漁業	内水面において営む漁業であって、第一種共同漁業以外のもの